

# 所得年間保証制度は絵に 画いた餅か

年間所得保証 a guaranteed annual income 制度は絵に画いた餅であるのか、それとも社会的経済的目標として適切な可能性のあるものかどうか、この点について、若干の問題が検討されている。

## [i] 技術の進歩とカナダの経済成長

技術の進歩は教育や職業、所得に対し重要な影響をあたえている。雇用状況の一定の変化にみるように訓練し再配置するために、柔軟な移動可能な労働力が開発される必要がある。他方この進歩は、労働力として使用出来るまでに長期の教育期間が必要であるにもかかわらず、そこで得た技術を急速に陳腐なものにしている。このため未熟練労働者の雇用機会は一層狭くなっている。現在では失業や貧困は大抵の場合個人のコントロールを超

(カナダ)



えたものであり、『なるべくしてなった貧困』と『心ならずもなった貧困』との区別をすることはますます不可能になっている。

技術的進歩はまた、この25年間カナダの社会的経済的成长を生みだした主要因である。この19年間我々は年5.1%の経済成長を享受し、賃金や俸給では18年間に8.7%上昇した。経済理事会は1975年までには生活水準はさらに35%上昇するであろうと述べている。しかしながらこの成長の中で国民の25%は新らしい富の利益を受けていないし、「持つもの」と「持たざるもの」の開きは拡大している。

## [ii] 社会的権利

社会的権利が1948年に世界人権宣言第22条、第25条で採択された。カナダもこの採択を承認したが当時この国はまだ大恐慌の傷あとをぬぐいきれず、宣言の社会的権利につい

てもほとんど正しく受けとめることが出来なかった。しかしこの20年来の経済成長の結果、現在多数のカナダ人にとってようやく社会的権利が望ましい現実的な目標となってきている。

社会的権利を考える場合、充分な所得に対する権利という問題を抜きにすることは出来ない。現在の社会では所得のわずかな人は衣食住についても、他の選択や行動にしても本質的な自由を失い、従属させられていく。このことからも市民的政治的権利は社会的権利に裏づけられなければ悲惨な骨折になる可能性をもっているのである。

## [iii] 社会サービスと経済的援助

本来充分な所得を得るのに最も適した方法は、稼得労働であり、そのための機会と自由を保障することが社会政策の第一の目的である。また充分な所得を準備することは貧困への戦いの基盤であり、包括的社会保障制度の中心的課題でもある。我々はこの根本的な問題を長く避けてきたし、個人の性格や態度を変えることによって、貧困者をその状態から

引き上げられると考えてきた。実際はそうではなく、ケースワークのような社会サービスも、充分な経済的援助をともなわなければ、ほとんど役に立たないのである。同様に社会サービスのともなわない経済的援助も充分なものではない。教育、訓練、再就職の機会、あるいは公共住宅や働く母親のための保育所などを拡げる必要がある。貧困家族の問題には経済的援助と社会的諸サービスが両立されなければ無駄な浪費に終るであろう。

#### [iv] 負の所得説

充分な所得の保障は社会政策の中心課題である。これには社会保障制度と税制度の統合調和が必要である。多数の「働く貧困者」をふくめ貧困者を経済的にどのように援助するのか、これには種々の方法があるが、より包括的な合理的なアプローチは、年間最低所得保証の制度であろう。

負の所得税はこれまで老齢者に対し補足的年間所得保証を支給する場合に導入された制度である。

この方法では、最低所得水準が設定され、

水準以下の所得の人はだれでもこの水準と実際の所得との差を一定の割合で——負の税の形で——公的給付を受ける資格をもつ。もっとも公的扶助プログラムを通じて年間所得保証を支給することは理論的に可能であり、幾つかの州でこのことが真剣に検討されている。

年間所得保証を計画するなどの制度も次の5つの原則を考慮する必要があろう。

第1に、最も必要とする人に最大の援助になるかどうかということである。現在カナダでは社会保障制度の費用は年間65億ドル以上で家族手当（5億5,800万ドル）、一般老齢保障（10億ドル以上）などの比較的費用のかかる制度は、この点を満たすようには計画されていない。報酬に比例するカナダ年金プランや失業保険制度も最も、必要とする人にとってその給付は一番少ない。その上、貧困者自身、保険料と、現行の逆進的な所得機構のために4人家族で年2,600ドルの所得税の負担をしている。公的扶助プログラムも『資格制限』のためにニードのある人々の援助になっていない。例えばオンタリオ州では世帯主が常時働

いている場合、貧困家族であっても援助を受けることはできない。

第2に公平性をもつか、という点についてみると公的扶助プログラムは必ずしもこの原則を充分に貫いているとはいえない。またこの国では社会福祉計画は州が責任をもつために、わずかな財源しかない州が、逆に数多くの負担を受けもつこともあり、全国的な規模で公平性を保障することは不可能である。負の所得税は連邦政府の責任であるため、地域的な公平性を保障することが一層可能になろう。

第3に人間の尊厳を高めるか、という点からみると、公的扶助プログラムでは、『与えるもの』と『受けるもの』との間の二つの価値の相互作用があり必ずしも、貧困に陥ったものは一層卑しめられる。その上人種差別のある場合にはさらにはっきりとした敵対関係が生じる。これは必ずしも資産調査のためではない。資産調査（あるいは所得調査）は負の所得税制度にあってもやむをえないものであり、この実施と管理の方法によって権利としての給付を準備することができる。

第4に効果的であるかという観点からみると、家族手当制度、老齢者に対する4種の所得維持政策——均一手当、報酬比例給付、ニードに応じた手当、補足的所得保証——及失業保険制度は負の所得税計画にそれぞれ整理統合するには可能である。

また從来、州と連邦政府との間の管理上の諸問題もこの制度の導入によって解決するであろう。その上、州は所得維持部門の負担の軽減により、連邦所得保証政策を基礎として、州独自のニードに応じた社会サービスを実施することも出来るであろう。

第5に経済的に実行可能かどうかという点からみると、財源の幾分かは国庫負担であり、現行所得保障計画の運営費が流用されるが、ある部分は税制度が改正されるならば、所得再分配により、「持つ人」から拠出されなければならない。

これに必要な諸経費を見積りする際に、多くのカナダ人を貧困に練りつけているさまざまな費用、を考慮する必要がある。例えば最近の経済理事会の年間報告書に述べられた費用——就労可能な貧困者がもっと開発され

効果的に使用されたなら生みだしたであろう富、あるいは適当な住居、充分な食事、適切な医療保護を受けていたなら貧困者がからなかつたであろう病気を治療するに要する費用等々——もその一つである。従って経済的に有効かどうかは広い範囲で考えられてこそ答えられるのであり、権利としての年間所得保障制度の考え方を明確にするのもこの広い見通しである。

最後に貧困を根絶するには、高度な生産性をもった社会的経済的発展、政治的民主主義および普遍的な教育とともに社会的権利が保障されねばならない。しかし年間所得保障制度を社会的権利として行なうならばその権利を悪用するのではないかという考えがあるが、これは数世紀前の市民的政治的権利についての憂慮と同じでなんの根拠もないであろう。技術の進歩は全国民に適当な生活水準を保証する物質的資源を用意してきた。道徳的資源は「公平な社会」を創り出そうとする我々の決意にかかっている。

Reuben C. Baetz, A Guaranteed Annual

Income : Pie in the Sky ?, *Public Welfare*, Vol. 28, No. 3, pp. 256-264, July 1970.

(門脇久子 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

#### 疾病時の補足的賃金

(ベルギー)

ベルギーでは、疾病の時に、俸給取得者は発病後の当初30日間に對し、俸給の全額を支払われ、賃金労働者は1週間の待期に對して、賃金の80%を支払われるだけで、待期後に賃金の60%を支給されていた。1970年6月9日の労働協約には、賃金労働者にも俸給取得者に近い条件が含まれていた。この協約により、同年7月から1週間の待期とその後の23日間に、賃金労働者は賃金の上限以下の部分で11%，それ以上の部分で71%を使用者から支払われることになった。また、見習期間中の者に用いられるこれらの賃金を補足する比率は、見習期間中の場合には、それぞれ12.5%，と72.5%，となっている。

(平石長久 社会保障研究所)